



2024 年 9 月 17 日

各 位

会 社 名：株式会社ゼンショーホールディングス

代表者名：代表取締役会長兼社長兼CEO 小川 賢太郎

(コード番号 7550 プライム市場)

問合せ先：最高財務責任者 グループ経理本部長 丹羽 清彦

(TEL：03-6833-1600)

劣後特約付ローンによる資金調達のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、劣後特約付ローン（以下、「本劣後ローン」といいます。）による総額 100 億円の資金調達を行うことを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本劣後ローンの目的・意義

当社は、「世界から飢餓と貧困を撲滅する」という創業当初からの企業理念を更に進化させ「人類社会の安定と発展に責任をおう」企業であり続けるために、人種・宗教・民族文化が生み出す様々な対立を乗り越え、お互いに協力し、人類全体が平和的に共生できる「食のインフラ」の構築を通じて、この責任を全うしてまいります。そのためにフード業を幅広く展開し、世界中の人々に安全でおいしい食を手軽な価格で提供するという使命をもって、グローバルに事業を展開しております。安全で質の高い商品とサービスをお客様に提供するため、メニューの開発から食材の調達、製造・加工、物流、販売に至る全過程を自ら企画・設計し、一貫してコントロールするマス・マーチャンダイジング・システムを構築しながら、フード業世界一を目指してまいります。

その実現に向け、今後更なる持続的な成長を可能とする事業戦略の遂行、財務体質の強化および資本効率の維持・向上を図るために、本日、本劣後ローンによる資金調達を行うことを決議いたしました。

本劣後ローンは、資本と負債の中間的な性質を持ち、負債でありながら、利息の任意繰延、超長期の返済期限、倒産手続き等における劣後性など、資本に類似した性質および特長を有しています。そのため、契約締結日の 2024 年 9 月 25 日以降、株式会社日本格付研究所から資金調達額に対して 50%の資本性の認定を受ける見込みであり、株式の希薄化なしに実質的な財務体質の強化に寄与します。

■本劣後ローンの概要（予定）

（１）借入先	株式会社横浜銀行 株式会社山陰合同銀行 株式会社東日本銀行 株式会社山梨中央銀行
（２）調達金額	100 億円
（３）契約締結日	2024 年 9 月 25 日
（４）借入実行日	2024 年 9 月 30 日
（５）弁済期日	2059 年 9 月 30 日 ただし、2029 年 9 月に到来する利払日およびそれ以降の各利払日において元本の全部または一部を期限前弁済することができます。（以下、「利払日期限前弁済」といいます。）
（６）資金使途	一般事業資金及び成長投資資金
（７）適用利率	2024 年 9 月 30 日から 2029 年 9 月 27 日までは基準固定金利に当初スプレッドを加算した固定金利 2029 年 9 月 28 日以降は基準変動金利に当初スプレッドから 1.00% ステップアップしたスプレッドを加算した変動金利
（８）借換制限条項	金銭消費貸借契約上の定めはありません。ただし、当社は、期限前弁済日以前 12 ヶ月間に普通株式または本劣後ローンと同等の資本性を有するものと格付機関から認められた証券もしくは債務により資金を調達していない限り、本劣後ローンの期限前弁済を行わないことを意図しています。 なお、利払日期限前弁済時において、以下のいずれの要件も充足している場合には、上記の資金調達を見送る可能性があります。 ① 利払日期限前弁済を行う日の直前の当社の連結貸借対照表における連結株主資本金額が、168,355 百万円を上回る場合。（注 1） ② 利払日期限前弁済を行う日の直前の当社の連結貸借対照表から計算される調整後連結デット・エクイティ・レシオ（注 2）が 1.63 倍を下回る場合。 （注 1）本劣後ローンの期限前弁済時に発行済み優先株式が存在する場合、当該優先株式払込金額を控除した上で連結株主資本金額を算出する。 （注 2）「調整後連結デット・エクイティ・レシオ」とは、当社の事業年度末又は各四半期末における連結貸借対照表に記載された有利子負債（リース債務は含まない。）から本劣後ローンの期限前弁済等実施後に残存する劣後債務の評価性資本相当額を引いたものを、当該事業年度末又は各四半期末における連結貸借対照表に記載された連結株主資本の金額に本劣後ローンの期限前弁済等実施後に残存する劣後債務の評価性資本相当額を加算したもので除した値（小数点以下第 3 位を四捨五入）をいう。なお、本劣後ローンの期限前弁済時に発行済み優先株式が存在する場合、当該優先株式の払込金額から評価性資本相当額を減じた金額を上記計算の分母から控除し分子に加算する。
（９）利息の任意停止	当社は、その裁量により、本劣後ローンの利息の全部または一部の支払いを繰り延べることができます。繰り延べられた利息は累積いたします。
（10）劣後特約	本劣後ローンは、清算手続、破産手続、会社更生手続および民事再生手続（日本法によらない清算手続、破産手続、会社更生手続および民事再生手続を含む。）において劣後性を有します。 本劣後ローンに係る契約の各条項は、いかなる意味においても上位債務の債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されません。
（11）格付機関による資本性評価	資本性「中・50%」を取得予定（株式会社日本格付研究所）

以 上